

(石巻風力) 環境影響評価方法書に係る技術審査会答申(案)の形成

答申案	技術審査会からの指摘事項	備考
【騒音】	<p>① 騒音の状況を推定するにあたり、単純な距離減衰式を用いるのではなく、地形や建物の影響を反映する予測を行うべきである。</p> <p>② 予測地点について、点群の予測では、建物の影響や、建物の何階に受音点があるかなどの予測を行う上で全く不十分であり、面的かつ、建物等においては高さ方向にも行う必要がある。</p>	鈴木委員 ・文書 ・審査会(6/14)
(1) 風車の稼働に伴う騒音の予測に当たっては、地形や建物の影響についても考慮すること。 (2) 風車の稼働による騒音については、環境基準を下回る騒音レベルにおいて問題等が生じている事例もあることから、評価に当たっては、環境基準への整合のみにとらわれず、地域特性や最新の知見を十分に踏まえて適切な保全目標を設定すること。	<p>③ 評価の手法として、「騒音に係る環境基準について」に規定された基準等との整合が図られているかどうかについているが、環境省戦略指定研究(H22～24)」の中で行われた「課題名 S2-11 風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究（課題代表者名 橋 秀樹（千葉工業大学附属総合研究所 教授）」で明らかになつているのは、風力発電設備のほとんどが極めて騒音レベルの低い地域に作られていくため、風車の稼働による騒音が環境基準をはるかに下回る騒音レベルであつても多くの大きな問題を引き起こしていることである。</p> <p>したがつて、今回についても、環境基準にはこだわらずに、上記のような最新の研究の知見を導入し、必要に応じて環境基準を下回る騒音レベルを用いて稼働時の環境影響を判断すべきである。</p>	鈴木委員 ・文書 ・審査会(6/14)
【水質】	水の濁りに関する調査に当たっては、土砂の流出は気象条件に左右されるので、単に定期的に調査するのではなく、出水時の状況についても把握すること。	西城委員 ・審査会(5/25)
【動物】	<p>(1) 動物類に関する調査に当たっては、工事による排水の影響を受けるおそれがある沢沿いの動物、底生生物等の状況を把握できるよう調査地点を選定すること。</p> <p>(2) コウモリ類の調査に当たっては、種名の把握に努めること。</p>	<p>齊藤委員 ・審査会(5/25)</p> <p>① ほ乳類、動物類のトラップについては、尾根沿いに設置することとして記載されていながら、沢沿いの動物の動きについても適切に把握できるような調査地點について検討すること。</p> <p>② 動物（底生生物）の調査地點の選定に当たっては、工事により水質の影響を受ける沢沿いに生息する生物が調査の範囲から外れてしまわないように留意すること。</p> <p>③ パットティクターによるコウモリ調査のみでは、種名と飛翔頻度が把握できないので、調査方法を適切に検討していただきたい。</p>

（石巻風力）環境影響評価方法書に係る技術審査会答申（案）の形成

答申案	技術審査会からの指摘事項	備考
【動物】	<p>(3) 希少猛禽類の調査については、9月頃の行動圏が拡大するところから、2日間ずつの調査を空けて実施するなど通常月よりも手厚く実施するとともに、調査地点、期間等についても、行動圏の広い猛禽類の特性を踏まえ、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」に基づき、適切に設定すること。</p> <p>(4) [REDACTED] 希少猛禽類は[REDACTED]特に9月頃には行動圏が拡大することから、9月には、連続して3日の観察ではなく、間隔を空けて、2日ずつ観察することが望ましい。</p> <p>(5) 猛禽類の調査期間については、環境省の「猛禽類保護の進め方の手引き（改訂版）」では繁殖期2回を含む1年半となることが、事業者側は、環境省が別に実施した報告書等のデータも踏まえることで1年間の調査期間としている。</p> <p>(6) 猛禽類の調査期間においては、調査をやめて問題が無いといふ範囲内でのことであり、ただ1年というのは、非常に多くの飛翔が確認された場合実際に1年間調査して、[REDACTED]非常に多くは、設置サイトを変更をするとときの判断材料としても1年では済まないものと考えられるので、事業者もこのことを念頭において今後書類の作成に当たっていただきたい。</p>	<p>由井委員 ・文書</p> <p>由井委員 ・審査会 (6/14) ・文書</p> <p>由井委員 ・審査会 (6/14) ・文書</p>
【植物】	<p>(3) 渡り鳥の調査については、ポイントセントサスではなく、500mのラインを通過する鳥を早朝及び屋間にカウントすることとし、各月あたり3日間とされている調査期間については、3日連続とせず、間隔を空けて1日ずつ実施すること。</p> <p>(4) 現在、事業区域外に移転している希少猛禽類については、過去に使用していた巢の現況や移転先での営巣状況、移転の理由等についても十分に調査し、過去の営巣地への再移動の可能性について適切に予測・評価するとともに、その結果を踏まえて適切に対応すること。</p>	<p>由井委員 ・審査会 (6/14) ・文書</p> <p>由井委員 ・審査会 (6/14) ・文書</p>
【植物】	<p>(5) 渡り鳥の調査については、ポイントセントサスではなく500mのラインを通過する鳥を早朝及び屋間にカウントすることとし、各月あたり3日間とされている調査期間については、3日連続とせず、間隔を空けて1日ずつ実施すること。</p> <p>(6) 小鳥の春秋の渡り調査については、ウンドプロファイラ等による既存の鳥エコー出現状況等を適宜参考すること。</p> <p>(7) 渡り鳥の春・秋の調査は、ポイントセントサスではなく、500mのラインを通じて実施するのが望ましい。</p> <p>(8) 小鳥の春秋の渡り調査については、3日連続とせず、間隔を空けて1日ずつ実施すること。</p> <p>(9) 夜渡る鳥については、鳴き声での調査で状況を把握するとのことであるが、ウンドプロファイラ等による既設の鳥エコー出現状況等があれば、飛翔時間、飛翔時期等を適宜参考すること。</p>	<p>由井委員 ・文書</p> <p>由井委員 ・文書</p> <p>由井委員 ・文書</p> <p>由井委員 ・文書</p>
【植物】	植物相及び植生調査に係る期間については、季節ごとに適切な期間を設定して質の高い調査の実施に努めること。	根本委員 ・審査会 (6/14)

(石巻風力) 環境影響評価方法書に係る技術審査会答申(案)の形成

答申案	技術審査会からの指摘事項	備考
	<p>【景観】</p> <p>(1) 対象事業予定区域は、硯上山万石浦県立自然公園にかかるおり、石巻市中心市街地を含む広範囲において影響を受ける可能性があるため、予測に際しては精度の高い可視分析を実施するとともに、評価については、見え方の大小のみにとどまらず、スカイラインの分断や視線変化等も含め多角的に検討すること。</p> <p>(2) 景観に係る調査・予測の地点に市営石巻靈園を追加すること。</p> <p>(3) 景観に係る予測・評価においては、配置計画の見直しも含めた環境保全措置を適切に検討し、検討の経緯を準備書に記載すること。</p>	<p>① 本案件に係る風力発電所の建設は、可視領域が大きく、(通常の視力で確認できる)視野角1度範囲も極めて大きい。視認可能で、しかも、周辺景観から突出していること、動くことから、大変、注視されやすい状況にある(山頂の携帯電話電波塔や送電鉄塔は大変目立つことと同様で、しかも動くので自然と目が行ってしまう)。風力発電機は電波塔よりもさらに目立つものであるので、低解像度のフォトモニターシュにおいて、「見えの大きさが小さく、影響は小さい」といった形で、短絡的な結論とならないよう工夫をお願いしたい。</p> <p>② 事業地については、靈園のすぐ裏の尾根にかかっている。市民が墓参りに集まる場所なので、そこからどのように見えてしまうのか、靈園の各団地ごとにどう見えるかぐるり詳細に、かつ精度の高い可視分析をキチンとしていただきたい。</p> <p>③ 本来的に、景観、環境に配慮するのではなく、これだけの人口密集地から視認されるような場所を選定すべきではなく、当該区域が自然景観を楽しむために指定されたいる県立自然公園に位置していることから言つても、風車を尾根筋から外した北側の斜面に設置し、南側の人口密集地帯および県立自然公園側からなるべく見えなくなるよう配慮が必要ではないか。また、靈園については人が手を合わせにくく場所であり、そのような点から、できれば風景を変えないことがベストだとと思われるのこそ、いう場所から見えないような配置計画の見直し等々も是非お考えいただきたい。</p> <p>今回の計画は、景観上、明らかに影響があるという結論が容易に想定出来るので、実行可能な範囲における回避、軽減方策について、準備書と同時並行で検討いただきたい。</p>
	<p>【全体的事項】</p> <p>(1) 調査、予測及び評価の対象地點または手法等の選定に当たり、当該事業に係る事業特性、地域特性をどのように記載するかについて、準備書において具体的に記載するとともに、参考とした既存の調査報告書、予備調査等の結果についても併せて示すこと。</p> <p>なお、予測に当たっては、可能な限り定量的な手法を用いるとともに、環境影響評価を行なう過程において、新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。</p>	<p>① 調査期間については、各季節1回と書くと、「各季節1日」と解釈されてしまうおそれがあるので、1回ごとに複数日を設定し、期間を設けて調査するのであれば、そのように記載する方が誤解を招かない。</p> <p>② 工事の実施による水の渦りについては、傾斜や発電機との位置関係を考えると、倉の追川の南側の小枝川にも影響が及ぶと思われるが、なぜここが調査予測地點入っていいのか疑問である。</p> <p>③ 当該風力発電に係る環境影響の予測については、環境省地球環境局の「平成23年度再生可能エネルギー事業のための緊急検討委託業務（宮城県石巻市）報告書」が参考とされてあるようであるが、当該報告書の内容についても、環境影響評価技術審査会における審議の判断の根拠としてあつた方がいいと思われる。</p>
		資料2-3(傍聴者用)

(石巻風力) 環境影響評価方法書に係る技術審査会答申(案)の形成

答申案	技術審査会からの指摘事項	備考
<p>【全体的事項】</p> <p>(2) 事業実施区域は、硯上山万石浦県立自然公園にかかるつており、周辺には集落等も存在していることから、事業計画の詳細化に当たつては、石巻市、地域住民、有識者及び必要に応じて設置する外部有識者委員会からの意見も踏まえて環境の保全に最大限配慮するとともに、検討した経緯を準備書に記載すること。</p>	<p>④ 当該計画地は、硯上山万石浦県立自然公園第3種特別保護地域の指定を受けているが、3種になった理由について教えてください。</p> <p>⑤ 今回の事業計画地または風力発電機の配置について、どのような経緯で決定したのか教えていただきたい。配置等については最終的な決定ではないとのことであるが、今後、場所の変更についてはどれくらい想定されているのかどうかについても併せて教えていただきたい。</p> <p>⑥ 全体的な行動範囲が広い希少猛禽類等に対する環境保全措置については、事業地の相当部分を所有する石巻市の市有林管理等を含め、石巻市と協働した広範囲の保全対策について検討すること。</p> <p>⑦ 住民意見に対する見解の中で、新規で委員会を設定して、必要な検討や提言を受けることがあるが、希少種にかかわらず、それ以外の問題でも何かそういう委員会を設けるという考えはあるのか。</p> <p>⑧ 風力発電自体については悪いことではないが、地区の方だけではなく石巻市全体に対する対して、当該事業の存在を周知し、市民からの理解を広く得ながら事業を進めていくことが望ましい。</p> <p>⑨ 景観に関する事業者の見解として、市民の意見を参考にしてといふ文言が入っているが、具体的にどのようなものなのか、念頭に置いている市民の意見、コシタクトの時期、方法等について教えていただきたい。</p> <p>⑩ 再生可能エネルギーが重要なのは理解できるが、風車のメーカー等を決定する際は、メーカー自身がいかに環境に負荷を与えるかと、いうところも踏まえて検討していただきたい。</p>	<p>由井委員 ・審査会(5/25)</p> <p>山本(玲)委員 ・審査会(5/25)</p> <p>由井委員 ・審査会(5/25)</p> <p>由井委員 ・審査会(6/14)</p> <p>木村委員 ・審査会(5/25)</p> <p>山本(玲)会長 ・審査会(6/14)</p> <p>北川委員 ・審査会(5/25)</p>